

初期消火器具整備補助事業

補助金交付の手引き

(自治会町内会)

令和6年度版
消防局予防課

<目 次>

I	事業概要	1～2ページ
II	事務手続きについて	
1	事務手続きの流れ	3ページ
2	補助金申請～交付	4～5ページ
III	各提出書類作成例	
1	初期消火器具整備費補助金交付申請書	6ページ
2	初期消火器具設置位置図	7ページ
3	見積書	8ページ
4	仕様書	9～10ページ
5	土地使用承諾書	11ページ
6	初期消火器具整備費補助金実績報告書	12ページ
7	設置後の写真（新規設置及び器材全ての更新設置）	13ページ
8	設置後の写真（一部更新設置）	14ページ
9	初期消火器具整備収支計算書	15ページ
10	領収証	16ページ
11	初期消火器具整備費補助金請求書	17ページ
12	通帳の写し提出時の注意点	18～20ページ
13	初期消火器具設置依頼書	21ページ
IV	補助対象器材について	22～24ページ
V	初期消火器具整備費補助事業に関するQ&A	25～26ページ

I 事業概要

- 1 概要
自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用に対し、補助金を交付します。
- 2 補助対象団体
下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。
 - (1) 地域に消火栓がある。
 - (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
 - (3) 取扱いに関する訓練等を定期的実施できる。
- 3 補助対象となる器材
補助対象となる初期消火器具は、初期消火箱、スタンドパイプ式初期消火器具及びこれらを構成する器材です。
※ 補助対象となる初期消火器具の仕様については、22ページから24ページまでの内容をご覧ください。
- 4 補助金額
 - (1) 初期消火器具の新規設置又は**器材全ての更新設置※1の場合**
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。（100円未満切り捨て）
 - (2) 初期消火器具の**一部更新設置※2※3の場合**
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。（100円未満切り捨て）

～補足～

- ※1 更新設置は自治会町内会が所有する初期消火器具が、経年劣化等を理由に使用が困難になった場合と同じ場所に新たな初期消火器具を設置することをいいます。
- ※2 一部更新設置は消防用ホースの更新など器材の一部を更新することや自治会町内会が所有している初期消火箱に新たな器材（スタンドパイプ・台車）を加えることをいいます。
- ※3 所有している消火栓蓋開閉キーが旧型の場合、新型消火栓の蓋を開けられない可能性があります。既存の初期消火器具直近の消火栓が新型消火栓に変更されている場合は、新型消火栓蓋開閉キーへの更新も補助の対象としています。

- 5 申請期間及び提出先
令和6年4月1日（月）から令和6年9月30日（月）まで
提出先：自治会町内会が属する区の消防署に提出してください。
※ 申請要件や書類等のお問合せは、自治会町内会が属する区の消防署総務・予防課へご連絡ください。

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (342-0119)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

I 事業概要

6 設置協力店舗への初期消火器具の設置について

(1) 概要

自治会町内会が所有する初期消火器具を設置協力店舗に設置することができます。
設置する初期消火器具については、「新規設置」・「既存の初期消火器具の移設」のいずれも可能で、「新規設置」の場合は、補助申請と同時に行うことができます。

※ 本社より設置可否の回答があります。場合によっては、ご希望に添えないことがありますので、ご承知おきください。

(2) 受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで

※ 期間が補助金申請期間と異なりますので、ご注意ください。

(3) 依頼方法

依頼書に必要事項を記入の上、自治会町内会が属する区の消防署総務・予防課にご提出ください。

※ 記入例は21ページをご覧ください。

(4) ご注意いただきたいこと（設置条件等）

ア 依頼書は、受付期間終了後、消防局が一括して店舗の本社に提出しますので、自治会町内会から各店舗に対して、直接の設置依頼やお問合せはご遠慮願います。

イ 店舗に設置するには、自治会町内会と企業間で協定の締結が必要になる場合があります（事務は消防署で支援いたします。）。

ウ 初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。

エ 初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

オ 店舗に設置をする場合は、転倒防止策が必要となります（アンカーを打つなどの転倒防止策はできません。）。

※ ご不明な点は自治会町内会が属する区の消防署総務・予防課へご連絡ください。

7 その他

(1) 申請の取下げ

交付決定後、初期消火器具の購入を取りやめる場合は、速やかに消防署までご連絡ください。

※ 取下げができるのは初期消火器具整備費補助金確定通知書を交付される日までです。

(2) 関係書類の保管について

提出した書類の控えや決定通知書等（原本）は、補助金の交付が決定された年度から10年間保管してください。

(3) 購入した初期消火器具の維持管理

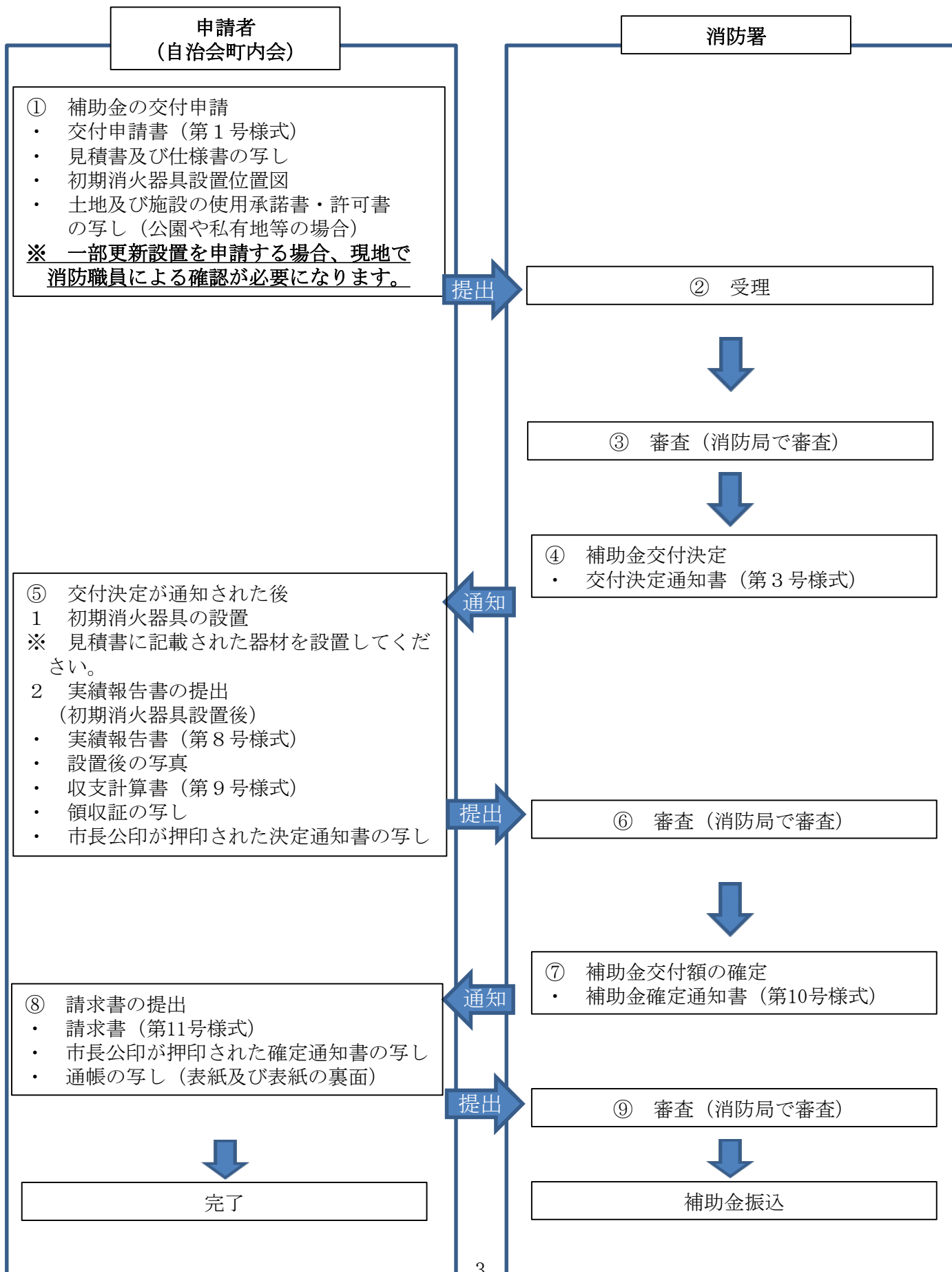
各自治会町内会で購入した初期消火器具は、10年間保管してください。また、定期的に点検及び訓練を実施し、適正な維持管理に努めてください。

※ 訓練を行う場合は、消防職員及び消防団員の立ち合いが必要ですので、訓練を実施する場合は消防署までご連絡ください。

(4) 申請要件を満たしていても、予算の範囲内で補助事業を行いますので、いただいた全ての申請に対して補助金の交付ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

II 事務手続きについて

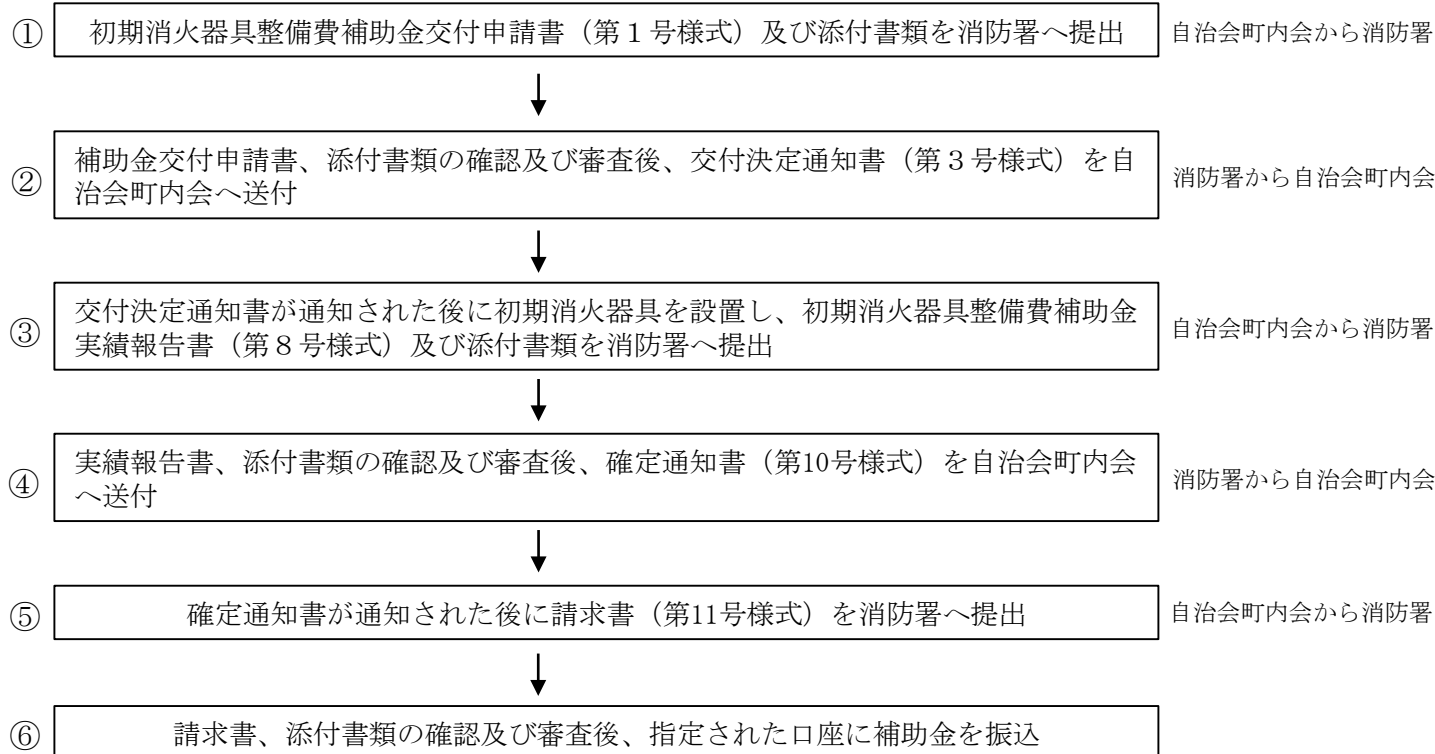
1 事務手続きの流れ



Ⅱ 事務手続きについて

2 補助金申請～交付

< 補助金申請から交付までの流れ（要約版） >



Ⅱ 事務手続きについて

- ① 初期消火器具整備費補助金交付申請書（第1号様式）及び添付書類を消防署へ提出（自治会町内会⇒消防署）
下記の書類をご用意いただき、自治会町内会が属する区の消防署総務・予防課にご提出ください。
 - ・ 初期消火器具整備費補助金交付申請書（第1号様式）※押印は不要です。
 - ・ 見積書及び仕様書の写し
 - ・ 初期消火器具設置位置図
 - ・ 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し（公園や私有地等に設置する場合）※ 各書類の作成例は6ページから11ページまでの内容をご覧ください。
※ 一部更新設置の場合は、更新が必要な器具を消防職員立会いのもと、確認してください。
※ 一部更新設置は1回の器材の更新で初期消火器具を使用可能な状態にする必要があります。
※ 補助を受けた自治会町内会は消防職員又は消防団員立ち合いのもと定期的な取扱訓練が必要になります。訓練を行う場合は消防署ご相談ください。
- ② 補助金交付申請書、添付書類の確認及び審査後、補助金交付が決定した自治会町内会には交付決定通知書（第3号様式）を自治会町内会へ送付（消防署⇒自治会町内会）
自治会町内会から申請いただいた後、申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います。
なお、決定のお知らせについては、申請書にご記入いただいた自治会町内会の代表者あてに書面で通知します。
- ③ 交付決定通知書が通知された後に初期消火器具を設置し、初期消火器具整備費補助金実績報告書（第8号様式）及び添付書類を消防署へ提出（自治会町内会⇒消防署）
 - (1) 交付決定後、申請いただきました初期消火器具（見積書に記載された器材）を購入し、設置してください。
 - (2) 初期消火器具を設置後、下記の書類をご用意いただき、自治会町内会が属する区の消防署総務・予防課にご提出ください。
 - ・ 初期消火器具整備費補助金実績報告書（第8号様式）※押印は不要です。
 - ・ 設置後の写真
 - ・ 初期消火器具整備収支計算書（第9号様式）
 - ・ 領収証の写し
 - ・ 市長公印が押印された決定通知書の写し※ 各書類の作成例は12ページから16ページまでの内容をご覧ください。
※ 速やかに初期消火器具を設置していただき、実績報告書を提出してください。
- ④ 実績報告書、添付書類の確認及び審査後、確定通知書（第10号様式）を自治会町内会へ送付（消防署⇒自治会町内会）
実績報告書を提出していただいた後、内容を審査し、補助金の交付額を確定します。
なお、確定のお知らせについては、申請書にご記入いただいた自治会町内会の代表者あてに書面で通知します。
- ⑤ 確定通知書が通知された後に請求書（第11号様式）を消防署へ提出（自治会町内会⇒消防署）
補助金確定通知書がお手元に届きましたら、下記の書類をご用意いただき、自治会町内会が属する区の消防署総務・予防課にご提出ください。指定された口座へ振り込みます。
 - ・ 初期消火器具整備費補助金請求書（第11号様式）
 - ・ 市長公印が押印された確定通知書の写し
 - ・ 通帳の写し（通帳の表紙及び通帳の表紙裏面）※ 請求書の口座番号等は正確に記入してください。不備があった場合に再提出していただくことがございます。
※ 年度内に振込が必要な場合は2月末日までに請求書をご提出ください。
※ 各書類の作成例は17ページから20ページまでの内容をご覧ください。

初期消火器具整備費補助金交付申請書(第1号様式) 記載例

※押印は必要ありません。

市長名を記載してください。

第1号様式(第5条第2項)

横浜市長

提出する日付を記載してください。
※提出期限を確認してください。

令和〇年〇月〇日

団体名は正式な名称
で記載してください。

団体名 〇〇町内会

代表者の住所を記載してください。

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号

代表者の役職・氏名を記載してください。
※実績報告書、請求書も同じ役職にしてください。

代表者職・氏名 会長 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇

代表者の連絡先を
記載してください。

初期消火器具整備費補助金交付申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び初期消火器具整備費補助金交付要綱を遵守します。

補助金を申請する初期消火器具にレ点を入れてください。

1 整備種別 初期消火箱、 スタンドパイプ式初期消火器具

既存の初期消火器具を更新する場合はレ点を入れてください。

2 整備内容 新規設置、 更新設置、 一部更新設置

税込み金額を記載してください。

3 整備費用総額 220,000 円

消防用ホースの更新など器材の一部を更新する場合や所有している初期消火箱に新たに器材(スタンドパイプ・台車)を加える場合はレ点を入れてください。

4 設置場所
〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇町内会防災倉庫内

正確な住所を記載してください。住所だけでなく、例のように詳細の場所も記載してください。

5 設置場所周辺の状況等

- 地域に消火栓がある(初期消火箱の場合 直近__mに消火栓あり)
- 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
- 定期的に訓練を実施する

該当する項目にレ点を入れてください。

6 申請理由

本町内会は、木造家屋が密集する地域であり火災発生時は延焼危険が高いことから火災発生時は住民が協力し初期消火を行い、被害の軽減を図る必要があることから申請するものです。

7 添付書類

- 見積書の写し
- 初期消火器具設置位置図
- 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し

必ず添付してください。

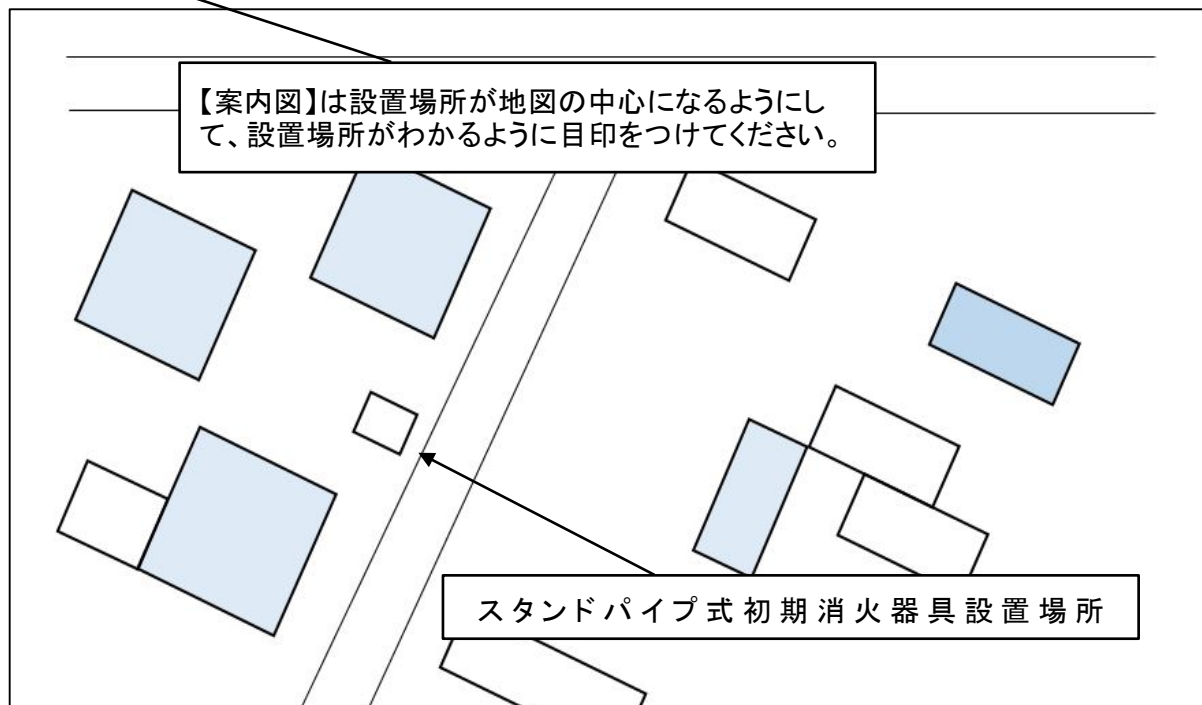
申請理由を簡潔に記載してください。

公園や私有地等の場合は添付してください。

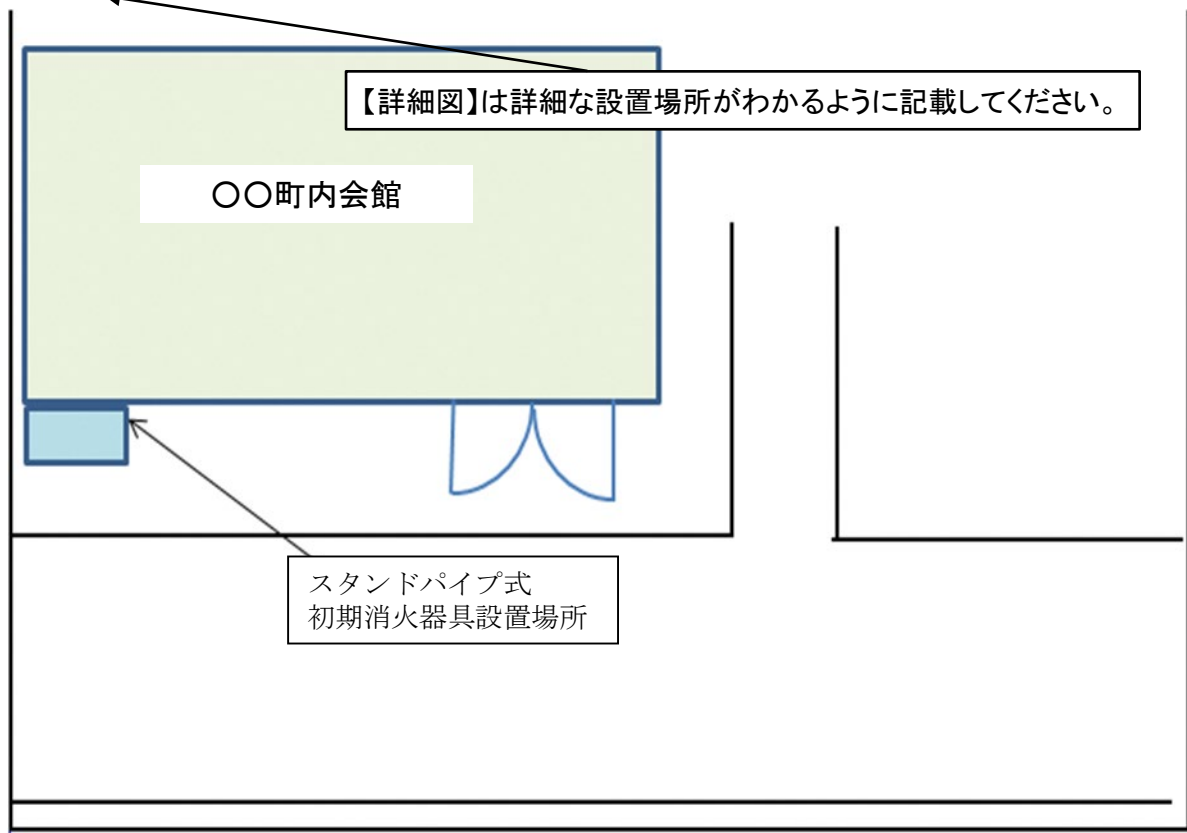
初期消火器具設置位置図 作成例

【案内図】

〇〇町内会 設置位置図



【詳細図】



Ⅲ 各提出書類作成例

見積書 作成例 ※業者に見積書を依頼する際に参考にしてください。

申請者の団体名・代表者名を記載してください。
※申請書と同じ団体名・代表者名を記載してください。

申請書の日付以前の日付になります。

令和〇年〇月〇日

〇〇町内会
会長 〇〇 〇〇 様

年内や年度内など長めの期間をとってください。

株式会社 〇〇設備
代表取締役 〇〇 〇〇
横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇
FAX 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇

代表者印

見積書有効期限 令和6年度内
支払条件
納入期日 契約決定日から〇日以内
納入場所 指定場所

設置する器具名を記載してください。
一部更新設置の場合は器具名+器材を一部更新と記載してください。
【記載例】初期消火箱の器材を一部更新

代表者印を押印

件名 スタンドパイプ式初期消火器具
見積金額 220,000,-円(税込)

税込・税抜どちらでも構いません

品名	規格	数量	単位	単価	合計	備考
スタンドパイプ式初期消火器具						
消防用ホース	40mm×20m	4	本	〇	〇	
管そう		1	本	〇	〇	
可変ノズル		1	個	〇	〇	仕様を示す器材を記載してください。 数量に間違いがないことを確認してください。
スタンドパイプ		1	本	〇	〇	
媒介金具		1	個	〇	〇	
消火栓開閉キー		1	本	〇	〇	
台車		1	台	〇	〇	
収納袋		1	枚	〇	〇	
各器材の規格は別添仕様書に示すものとする。						
<p>仕様に示さない器材は購入できません。 要綱に定められている器材のみが補助対象となります。 ※対象器材等は22～24ページを参照してください。</p>						
金額に間違いがないか確認してください。					220,000	

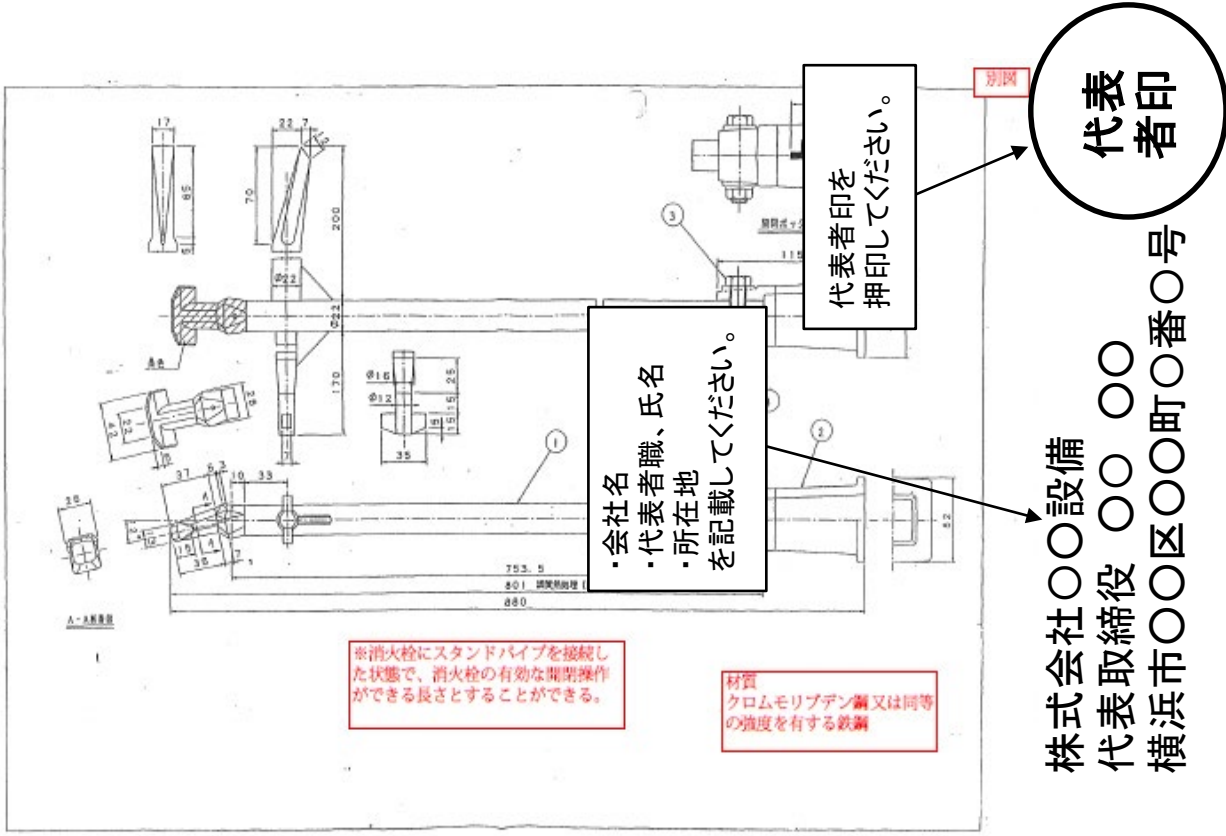
初期消火箱仕様書

〇〇町内会

申請書の団体名を記載してください。

器 材	仕 様
消防用ホース	40mm × 20m又は40mm × 15m若しくは50mm × 20mのいずれかとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。
管 ぞう	40A又は50A、差込式 ただし、50Aの場合は、取っ手付とする。
筒 先	直状、噴霧(約120° 噴霧までの展開角度)、シャットが可能なものとする。 40A又は50A筒先に取付可能なものとする。
媒介金具	差込異径媒介 (受け口65mm、差し口40mm又は50mm)
消火栓蓋開閉キー	別図 ※同等品も可能
消火箱	片開き 鍵がかけられる構造で、全ての器材が収納できる大きさとする。 本体の塗装は赤色とし、正面に白文字で初期消火箱とわかる表示をするものとする。 消火箱には、自治会・町内会名を表示することができるものとする。

一部更新設置の場合は対象となる器材を黒枠で囲ってください。
※更新する器材が複数ある場合は一部更新設置する器材すべてを囲ってください。

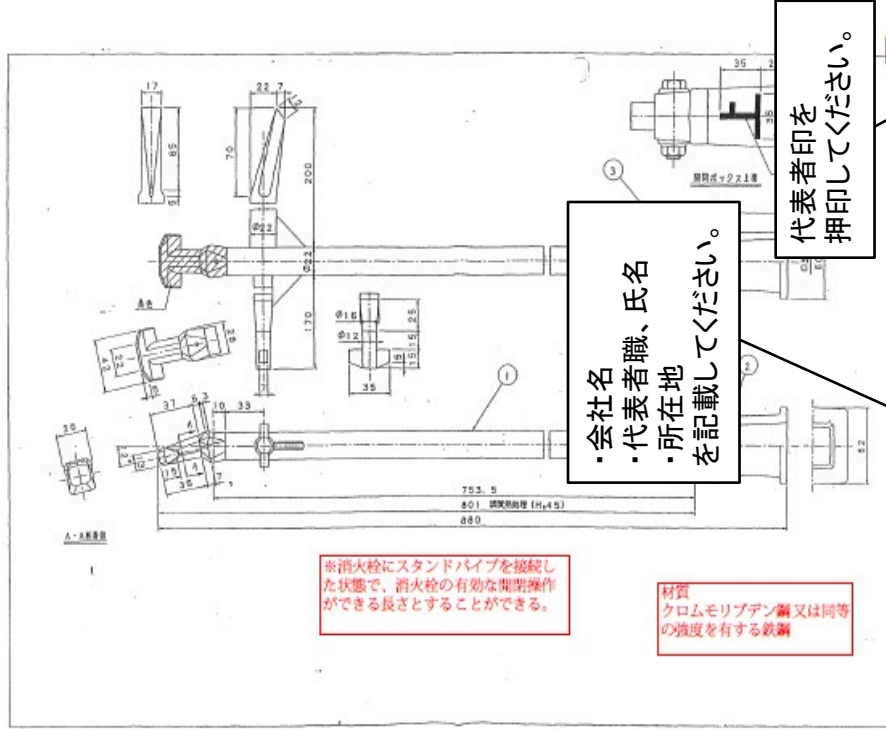


〇〇町内会 スタンドパイプ式初期消火器具仕様書

申請書の団体名を記載してください。

器材	仕様
消防用ホース	40mm × 20m 又は 40mm × 15m 若しくは 50mm × 20m のいずれかとし、使用圧力 0.9MPa 以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。
管ぞう	40A、又は 50A 差込式 ただし、50A の場合は、取っ手付とする。
筒先	直状、噴霧（約 120° 噴霧までの展開角度）、シャットが可能なものとする。 40A 又は 50A 筒先に取付可能なものとする。
スタンドパイプ	単口引き上げ式（レバー付も可とする）、口径 65mm 消火栓接続時、消火栓蓋開閉キーの操作に支障のない高さのものとする。
媒介金具	差込異径媒介 （受け口 65mm、差し口 40mm 又は 50mm）
消火栓蓋開閉キー	別図 ※ 同等品も可能
台車	台車は、容易に移動ができる重量の金属製とし、ゴム車輪左右付にて上記すべての品目が積載できるものとする。 ゴム車輪の大きさは、道路縁石の段差（10cm 程度）が容易に乗り越えられる形状のものとする。各資器材は、運搬時や保管時に外れないよう固定できるものとする。
収納箱又は収納袋	台車に各器材が積載された状態で収納することができる大きさのものとする。 収納箱扉に鍵を設けることができるものとする。 正面にスタンドパイプ式初期消火器具とわかる表示をするものとし、自治会・町内会名を表示できるものとする。 台車自体が収納箱の機能を有する場合は、収納箱又は収納袋は設けず、上記正面の表示をするものとする。

一部更新設置の場合は対象となる器材を黒枠で囲ってください。
※更新する器材が複数ある場合は一部更新設置する器材すべてを囲ってください。



株式会社〇〇設備
代表取締役 〇〇 〇〇
横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号

代表者印

土地使用承諾書 作成例

※特定の様式はございませんので、必要があれば作成例を使用してください。
※道路上等に設置する場合は、発行先の様式を添付してください。

土 地 使 用 承 諾 書

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇 様

申請書の設置場所と同じ場所を記載

私が所有する横浜市〇〇区〇〇町〇番地の土地を初期消火器具の
設置場所として使用することを承諾します。

申請書の日付以前の日付になります。

令和〇年〇月〇日

住所 _____

氏名 _____

印

初期消火器具整備費補助金実績報告書(第8号様式) 作成例

※押印は必要ありません。

第8号様式(第9条第1項第1号) 領収証の日付以降の日付になります。

市長名を記載してください。 令和○年○月○日

横浜市長

申請書と同一の内容を記載してください。

団体名 ○○町内会
住所 横浜市○○区○○町○番地○号
代表者職・氏名 会長 ○○ ○○
電話 ○○○(○○○)○○○○

初期消火器具整備費補助金実績報告書

初期消火器具の整備が完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

1 整備完了年月日 交付決定通知書(第3号様式)の日付以降の日付で、かつ、領収証の日付以前の日付になります。
令和○年○月○日

2 整備に要した費用総額 領収証の金額を記載してください。
220,000円

3 添付書類

設置後の写真

初期消火器具整備収支計算書

必ず添付してください。

設置後の写真について(新規設置及び器材全ての更新設置)

撮影時の注意点

- ・ 設置場所が明確にわかる写真を添付してください。
- ・ 器材全てが確認できる写真を添付してください。
- ・ 台車に積載又は箱に収納されている写真を添付してください。
- ・ ホースの拡大写真は、使用圧力、〈消〉マーク、〈NS〉マーク、製造年がわかる写真を添付してください。

※ 購入した全てのホースを撮影してください。

※ 架台やスロープ付き架台、鍵付き取っ手等がついている場合はそちらの写真も添付してください。

※ 台車と収納箱が一体になったものを購入した場合はタイヤ部分がわかる写真も添付してください。



- 1 設置場所遠景
- 2 外観
- 3 内容
- 4 内容一覧
- 5 ホース拡大写真 (使用圧力、〈消〉マーク、〈NS〉マーク、製造年がわかるもの)

設置後の写真について(一部更新設置)

- ① 初期消火器具が収納されている写真で申請した場所に設置された状況がわかる写真の添付してください。
※ 防災倉庫等に設置する場合は倉庫に設置されている写真を添付



- ② 器材が収納されている写真で扉が開いている写真を添付してください。
※ 収納状況がわかる写真
※ 収納箱の場合のみ



- ③ 器材一式の写真を添付してください。
※ 一部更新設置したことにより要綱に定める構成器材が全て揃っていることを確認します。



- ④ 一部更新設置した全ての器材の写真を添付してください。
※ 例はホースを3本と消火栓蓋開閉キーを更新した場合です。



- ⑤ ホースの拡大写真は、使用圧力、〈消〉マーク、〈NS〉マーク、製造年がわかる写真を添付してください。
※ 不鮮明なものは不可です。
※ 必ず更新した全てのホースの写真を添付してください。



初期消火器具整備 収支計算書(第9号様式) 作成例

第9号様式(第9条第1項第2号)

決算欄は実際に整備に要した金額を記載してください。

予算額と決算額が異なる場合に理由を記載してください。

初期消火器具の購入に充てる予算の内訳を記載してください。

初期消火器具整備 収支計算書

1 収入

項目	予算額	決算額	説明
町内会費	73,400円	73,400円	
補助金	146,600円	146,600円	
収入計	220,000円	220,000円	

交付決定通知書(第3号様式)の金額を記載します。

合計の金額を記載します。

一部更新設置の場合は更新した器材を記載してください。

収入と支出の合計金額は同一になります。

2 支出

項目	予算額	決算額	説明
スタンドパイプ式 初期消火器具	220,000円	220,000円	消防用ホース×3 媒介金具×1
支出計	220,000円	220,000円	

申請書の金額を記載してください。

領収証の金額を記載してください。

整備した初期消火器具を記載します。
 一部更新設置の場合は「器具名」+「器材を一部更新」と記載してください。
 ※初期消火箱を一部更新設置した場合の記載例
 「初期消火箱の器材を一部更新」と記載

合計金額を記載します。

3 添付書類

整備に要した費用の領収証の写し

必ず添付してください。

<p>申請書と同一の団体及び職・氏名を記載してください。</p>	<h3>領収証(記載例)</h3>	<p>令和〇年〇月〇日</p>
<p>〇〇町内会 会長 〇〇 〇〇 様</p>	<p>初期消火器具の設置完了日以降の日付になります。</p>	
	<p>¥ <u>220,000円</u></p>	
	<p>購入金額と同一であることを確認します。</p>	
	<p>但し スタンドパイプ式初期消火器具代として上記の金額正に領収しました。</p>	
<p>購入した初期消火器具の名称がわかるように記載してください。 一部更新設置の場合は下記の例を参考に記載してください。 ※初期消火箱を一部更新設置した場合の記載例 「但し、初期消火箱の器材一部更新代として上記の金額正に領収しました。」と記載します。</p>	<p>株式会社 〇〇設備 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号</p>	

初期消火器具整備費補助金請求書(第11号様式) 作成例

第11号様式 (第11条)

横浜市長

申請書と同一の内容を記載してください。

確定通知書の日付以降の日付になります。

令和〇年〇月〇日

市長名を記載してください。

団体名 〇〇町内会
住所 横浜市〇〇区〇〇町〇番地〇号
代表者職・氏名 会長 〇〇 〇〇 印
電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

確定通知書(第10号様式)の日付と文書番号を記載してください。

初期消火器具整備費補助金請求書

※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

令和〇年〇月〇日消予第〇〇〇〇号で確定通知のありました補助金について、次のとおり請求します。

1	補助金の請求額	円
	146,600	
2	振込先金融機関・口座	

確定通知書の金額を記載してください。
※金額部分は訂正できません。誤って記入した場合は新たな用紙に記入してください。

不要な部分は二重線で消すか又は必要な部分に〇をしてください。

〇〇	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	〇〇	支店 出張所 支所
普通	・ 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ) ヨコショウチョウナイカイ カイチョウ ヨコハマ タロウ			
口座名義人 横消町内会 会長 横浜 太郎			

通帳に記載されたとおりの内容を記載してください。

口座名義人が代表者以外の場合のみ記載してください。
なお、個人口座の場合は、事前に消防署にご相談ください。

※口座番号の確認のため、通帳の写しを添付してください。
※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

※口座名義人が代表者以外の場合のみ、下記に記入してください。

上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者職・氏名 _____ 印 _____

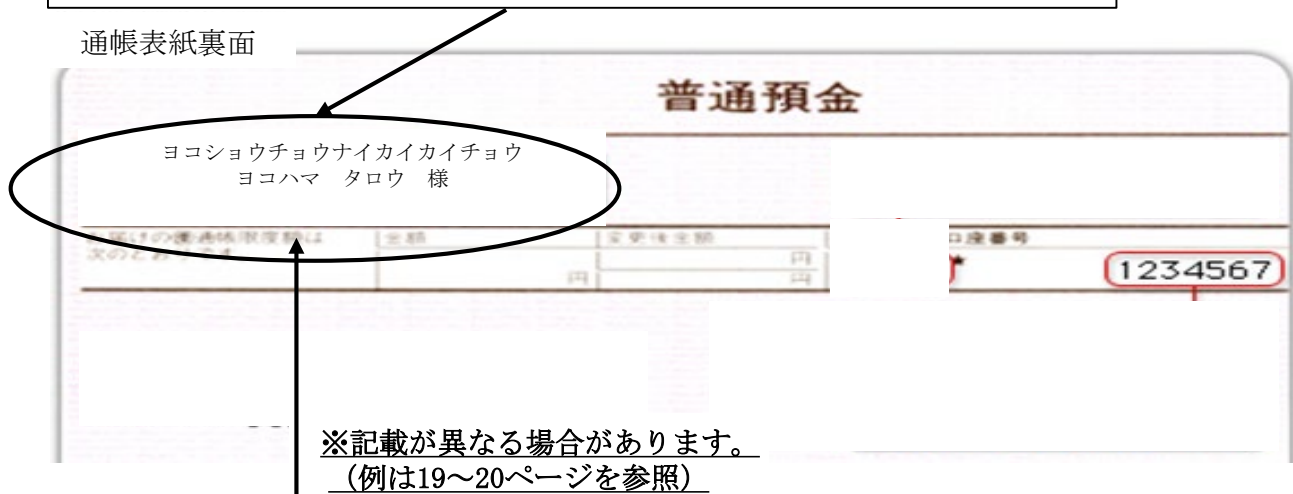
26

通帳の写し提出時の注意点

- ・ 請求書の記載内容が通帳の写しと同一の内容であるか確認してください。
- ・ 通帳の写しは表紙及び表紙の裏面を添付してください。
- ・ 通帳の写しが不鮮明で分かりにくいものがありますので、はっきりと認識できるものを添付してください。

請求書の口座名義人フリガナ部分に記載するのはココ！！

通帳表紙裏面



通帳表紙



※ 通帳の確認時の注意事項には19～20ページを参照してください。

通帳の写し提出時の注意点

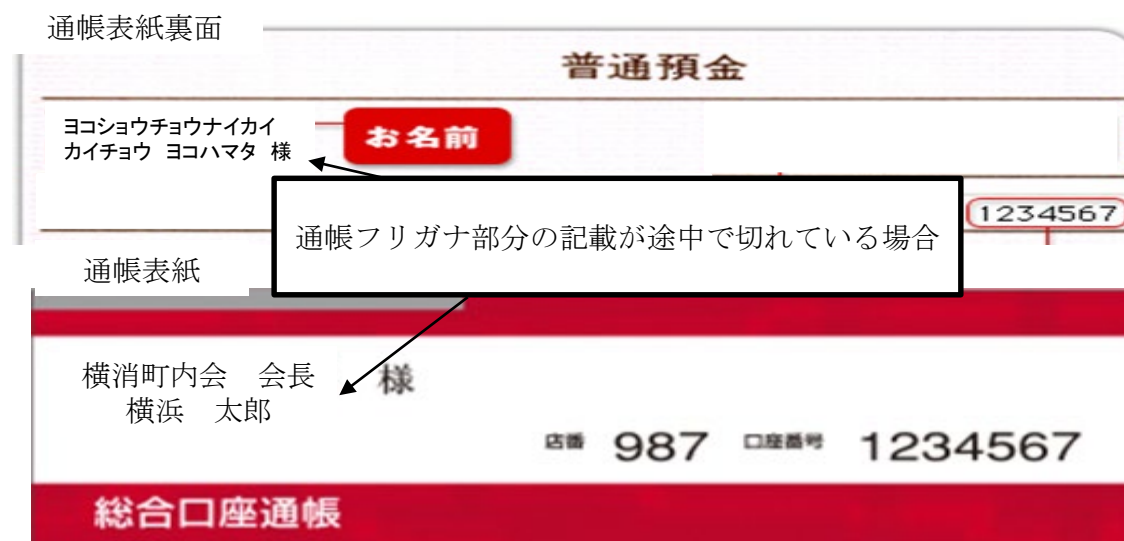
- ・ 請求書の口座名義人の部分は通帳のフリガナ部分と同一にしてください。
- ・ 通帳の表紙裏面のフリガナ部分に合わせてください。

【例1】通帳の表紙裏面のフリガナ部分と表紙の漢字部分が違う場合



上記のような場合、請求書のフリガナ部分は「ヨコショウチョウナイカイ」と記載し、口座名義人部分については「横消町内会」と記載してください。

【例2】通帳のフリガナ部分が途中で切れている場合(名前の部分で切れている場合)



上記のような場合、請求書のフリガナ部分は「ヨコショウチョウナイカイカイチョウヨコハマタ」と記載し、口座名義人部分については「横消町内会会長横浜太郎」と記載してください。

通帳の写し提出時の注意点

【例3】通帳のフリガナ部分が途中で切れている場合（自治会町内会名の部分で切れている場合）

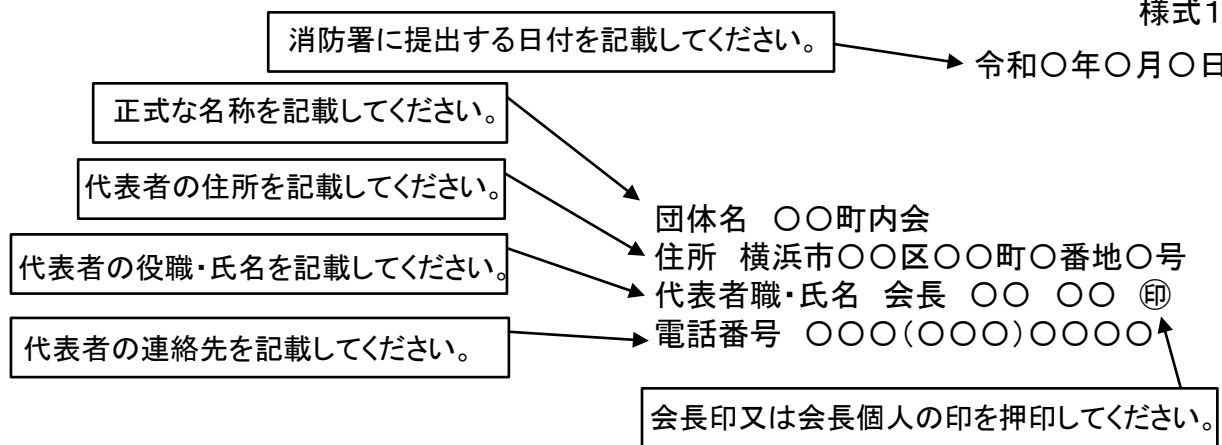
通帳表紙裏面

通帳表紙

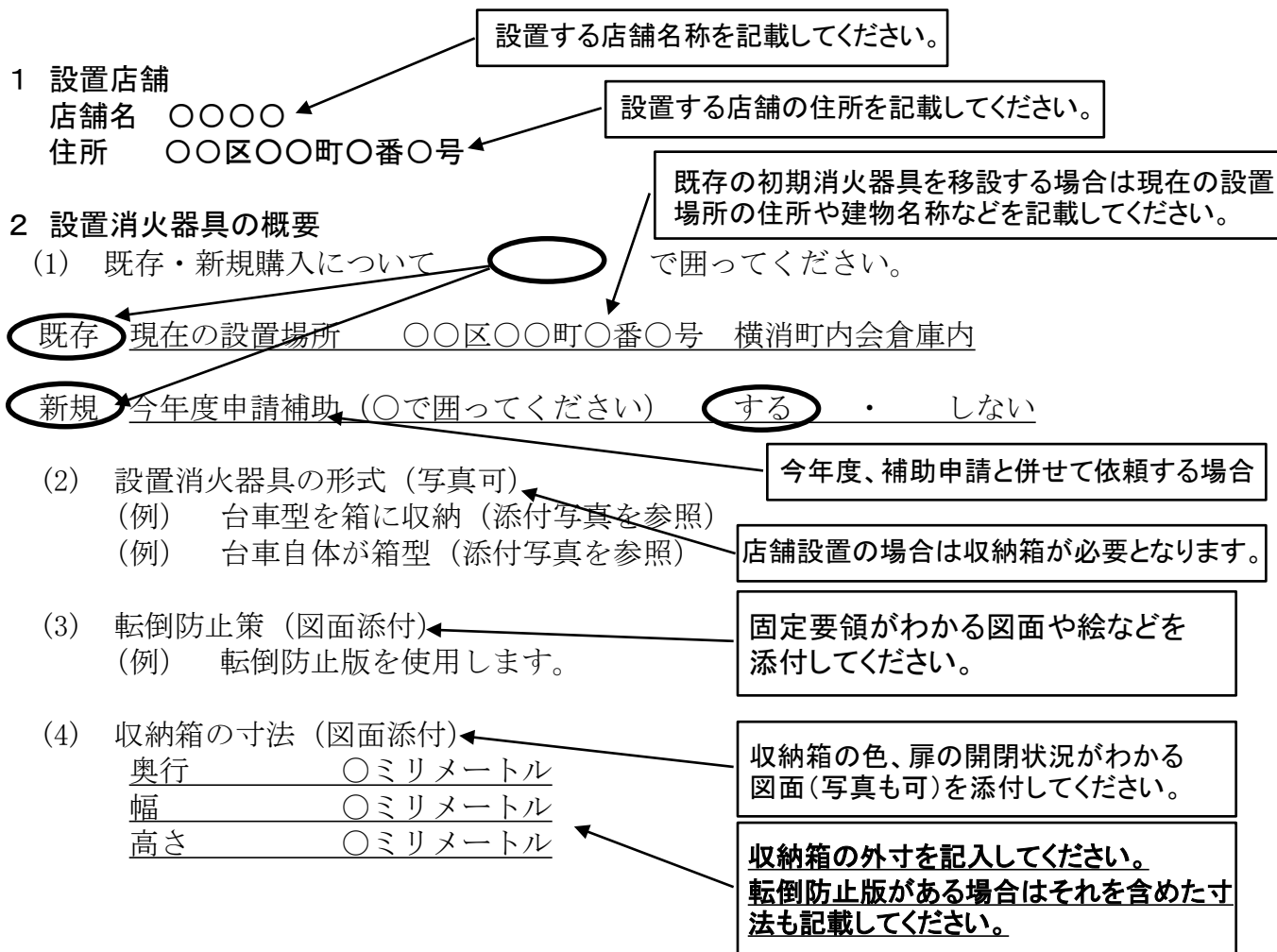
上記のような場合、請求書のフリガナ部分は「ヨコショウチョウ」と記載し、口座名義人部分については「横消町内会」と記載してください。

- ※ ゆうちょ銀行の場合は、口座番号（7桁）と支店名（数字3桁）が他の銀行と別の箇所に記載せれていますので、確認時注意してください。
- ※ フリガナについて「ジチカイ」と口座登録している団体と、「ジジカイ」として口座登録している団体があり、読み方が異なると振込ができないことがありますので、注意してください。

様式1



初期消火器具設置依頼書



IV 補助対象器材について

※ こちらに記載されている以外の器材は補助の対象外です。

初期消火箱仕様

器 材		仕 様
消防用ホース		40mm×20m又は40mm×15m若しくは50mm×20mのいずれかとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。
管先	管そう	40A又は50A、差込式 ただし、50Aの場合は、取っ手付とする。
	可変ノズル	直状、噴霧（約120° 噴霧までの展開角度）、シャットが可能なものとする。 40A又は50A筒先に取付可能なものとする。
媒介金具		差込異径媒介 （受け口65mm、差し口40mm又は50mm）
消火栓蓋開閉キー		別図 ※同等品も可能
消火箱		片開き、鍵がかけられる構造で、全ての器材が収納できる大きさとする。 本体の塗装は赤色とし、正面に白文字で初期消火箱とわかる表示をするものとする。 消火箱には、自治会・町内会名を表示することができるものとする。

IV 補助対象器材について

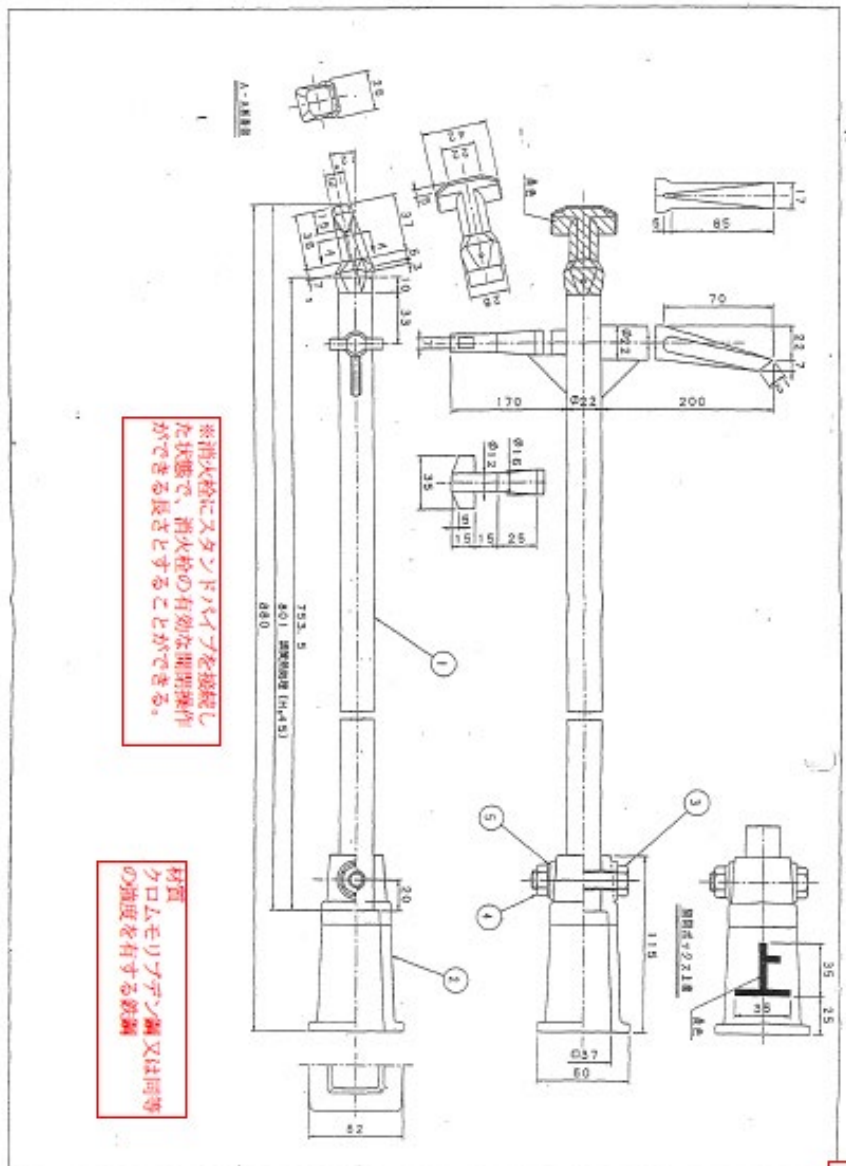
※ こちらに記載されている以外の器材は補助の対象外です。

スタンドパイプ式初期消火器具仕様

器 材		仕 様
消防用ホース		40mm×20m又は40mm×15m若しくは50mm×20mのいずれかとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。
筒先	管そう	40A、又は50A差込式 ただし、50Aの場合は、取っ手付とする。
	可変ノズル	直状、噴霧（約120°噴霧までの展開角度）、シャットが可能なものとする。 40A又は50A筒先に取付可能なものとする。
スタンドパイプ		単口引き上げ式（レバー付も可とする）、口径65mm消火栓接続時、消火栓蓋開閉キーの操作に支障のない高さのものとする。
媒介金具		差込異径媒介 （受け口65mm、差し口40mm又は50mm）
消火栓蓋開閉キー		別図 ※同等品も可能
台車		台車は、容易に移動ができる重量の金属製とし、ゴム車輪左右付にて上記すべての品目が積載できるものとする。 ゴム車輪の大きさは、道路縁石の段差（10cm程度）が容易に乗り越えられる形状のものとする。各資器材は運搬時や保管時に外れないよう固定できるものとする。
収納箱又は収納袋		台車に各器材が積載された状態で収納することができる大きさのものとする。 収納箱扉に鍵を設けることができるものとする。 正面にスタンドパイプ式初期消火器具とわかる表示をするものとし、自治会・町内会名を表示できるものとする。 台車自体が収納箱の機能を有する場合は、収納箱又は収納袋は設けず、上記正面の表示をするものとする。

IV 補助対象器材について

消火栓蓋開閉キー別図



※消火栓にスタンプドパインを接続した状態で、消火栓の有効な開閉操作ができる長さとする。

材質
クロムモリブデン鋼又は同等の強度を有する鉄鋼

別図

V 初期消火器具整備費補助事業に関するQ&A

Q 押印する際の印鑑は何を押せばいいですか？

A 印影は自治会町内会長の印又は会長の個人印を押印してください。代表者以外の私印や自治会町内会等の団体印では書類を受理できませんのでご注意ください。

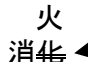
Q 訂正がある場合に押印する際の印鑑は何を押せばいいですか？

A 印影は自治会町内会長の印又は会長の個人印を押印してください。

Q 訂正の方法を教えてください。

A ① 文字を修正する場合

修正箇所を二重取消し線で消した後、自治会町内会長の印又は会長の個人印を押印し、空きスペースに正しい文字を記入します。

【例】  ここに押印してください。

② 印鑑を修正する場合

修正する印の上に、その印を少し重ねて押印し、新たな印を別に押印します。

【例】



Q 提出の期限はいつまでですか？

A 1ページから2ページの事業概要をご覧ください。

Q 補助対象の器材を教えてください。

A 22ページから24ページに記載されている仕様による器材のみが補助対象です。記載されていない器材については補助の対象外ですので、ご注意ください。

Q 自治会町内会が所有している建物や土地以外の場所に初期消火器具を設置する場合は土地及び施設の使用承諾書は必要ですか？

A 必要です。特定の様式はございませんので、必要があれば11ページの作成例をご覧ください。

Q 提出する領収証は写しでいいですか？

A 領収証の写しを提出し、原本は各団体で保管してください。見積書や仕様書についても写しを提出してください。

Q 補助金で購入した初期消火器具は何年保管すればいいですか？

A 10年間です。また、日頃から定期的に点検及び訓練を実施し、適正な維持管理に努めてください。

Q 更新する場合の撤去費は補助対象ですか？

A 補助対象外です。

Q 申請書等の様式はホームページからダウンロードできますか？

A 申請書等の様式は横浜市のホームページからのダウンロードできます。また、消防署の窓口でも受け取ることができます。

V 初期消火器具整備費補助事業に関するQ&A

Q 設置工事費は補助対象ですか？

A 補助対象です。ただし、一部更新設置の場合は消火箱の更新が必要な場合に限りです。

Q 請求書の口座名義人欄には、どのように記入すればいいですか？

A 補助金の振込先としてご指定になる金融機関口座名義を正確にご記入ください。名義相違等により振込できないことがありますので、預金通帳の表紙をめくった1ページ目に記載されている情報を漏れなく記入してください。

Q 請求書のフリガナは必ず記入しなければならないですか？

A 振込にあたってはフリガナは大変重要です。一例として「自治会」を「ジチカイ」として口座登録している団体と、「ジジカイ」として登録している団体があり、読み方が異なると振込ができないことがあります。

Q 旧型消火栓蓋開閉キーから新型消火栓蓋開閉キーへの更新は補助対象ですか？

A 既存の初期消火器具直近の消火栓が新型消火栓に変更されている場合は、新型消火栓蓋開閉キーへの更新も補助対象としております。

Q 道路上や公園等にすでに設置されている初期消火器具を更新設置又は一部更新設置する場合に土地及び施設の使用承諾・許可書等の写しは必要ですか？

A 既に設置されている初期消火器具でも、設置許可をとらずに設置している場合もありますので、設置許可書の添付をお願いします。

Q 一部更新設置で既に収納されているホースの更新とあわせて新たにホースを追加購入した場合に補助の対象となりますか？

A 原則は既に収納されているホースで使用できないものを交換する形になりますが、すでに収納されているホースの本数が少ない場合は、収納されているホースと合わせて3本までが補助対象となります。

【例】

既存の初期消火箱で
収納されているホース2本の更新
が必要な場合



収納されているホース2本の更新+ホース1本の
追加購入が補助対象で合計3本となります。

Q 65mmホースを一部更新設置する場合に、40mmホース又は50mmホースに変更することはできますか。

A 要綱の仕様にあわせて、40mmホース又は50mmホースへの更新をお願いします。

Q 65mmホースの更新が必要な場合、筒先や媒介金具も更新する必要があるが、補助対象になりますか。

A 補助対象です。

Q 一部更新設置でホースを更新する場合、不要になったホースの廃棄費用は補助対象ですか。

A 補助対象外です。